

- 条例制定以降、県内の手話通訳依頼が増し、手話通訳者の健康対策が急務
- 手話通訳者派遣事業の実施主体である県及び市町村が主体的に健康対策に取り組むべき
- 頸肩腕障害に対する正しい知識を持つこと、予防するための正しい行動が最も重要
- 特に、専任手話通訳者等の健康対策については、行政と協会が協力して早急に具体的な対策を

1 手話通訳者の健康問題

条例制定以降、手話通訳者数の増加率を大きく上回る勢いで手話通訳依頼が増した結果、需要と供給のバランスが崩れた状態が続き、手話通訳者の健康問題が深刻化している。具体的な健康被害の把握については、現在とりまとめ中の県が実施した頸腕検診の結果・分析を注視している状況。

2 手話通訳者の健康対策

手話通訳者は、県等に登録し、県、市町村が実施する手話通訳者派遣事業に従事している。派遣事業のコーディネーター等については、県から鳥取県聴覚障害者協会へ委託されているが、手話通訳者の健康対策については、派遣事業を安定的に継続していくため、事業主体である行政が主体的に取り組むべき課題である。

3 頸肩腕障害

頸肩腕障害は手話通訳業務により発症する労働災害の一つである。

一般的に頸肩腕障害は身体的負担に起因するものだが、手話通訳は身体的負担に加え中枢神経への負担が同時に発生するという点を正しく理解する必要がある。手話通訳は、上肢の挙上保持と反復動作の多い作業であり、これに加え手話通訳は話し手が発言を止めるか、手話通訳者が交代する以外に業務を中止することができないため、他律的な作業ペースで行われるものであり、迅速かつ正確な判断を必要とするために過度の緊張を伴うことも多く、中枢神経への負担が生じる。このため、障害が重篤化すると精神疾患を伴う場合が多く、治療は長期にわたる。発症すれば、手話を見たり日本語を聞くだけで脳が翻訳に反応するため、ろうあ者と話したり手話サークルに通うことは難しく、手話から離れることを余儀なくされるケースもある。また、日本語を聞くこと自体が負担となり、家族と会話できない状況に陥るケースもある。

また、治療にあたっては、これらの手話通訳による頸肩腕障害の特殊性を正しく理解した医師でなければ有効な治療は期待できないという環境面の課題もある。

手話通訳者本人をはじめ、手話関係者、職場、家族が頸肩腕障害について正しく理解しなければ予防することは困難である。

4 専任手話通訳者等の健康対策

専任手話通訳者※の場合、ろうあ者職員との情報伝達手段は手話を基本としており、手話通訳派遣以外にも日常的に手話を使用することから、通訳派遣件数や時間等だけでは判断し難い負担が生じている。これは他の登録手話通訳者の負担とは比較にならないほどの負担である。日常的に手話を使用する職に従事している者も専任手話通訳者と同様の環境にあると言える。

専任手話通訳者の多くは手話サークルで共に学ぶ仲間である。専任手話通訳者の養成には 10 年、またはそれ以上の年月がかかるが、障害を発症すれば人材を失うのは一瞬である。

条例制定後、県議会など専門性の高い手話通訳も増えてきており、高い技量を有する専任手話通訳者が病に倒れば、派遣調整はさらに困難を極めることは容易に想像できる。

専任手話通訳者の健康を守るため、負担軽減等、早急に具体的な対策が必要である。

※ 手話通訳派遣等を担う事業所に勤務し、手話通訳業務を本務とする者